

ニュースレター

適格消費者団体
 特定適格消費者団体
 特定非営利活動法人
 埼玉消費者被害をなくす会

～インターネット適正広告推進事業活動報告～

埼玉消費者被害をなくす会では「インターネット適正広告推進事業」を埼玉県から受託し、2024年6月から2025年3月まで、【啓発事業】【監視事業】の2つを行いました。

啓発事業



一般県民向け講座

県民の方を対象に「スマホを使って ネット広告の注意点を学ぼう」と題して、ネット通販利用時に注意が必要な広告やトラブル事例などを紹介したり、参加者自身がスマホを操作して「特定商取引法に基づく表記」を探すなどのワークを実施して学習する講座を開催しました。

初級編では消費生活相談員の山下則子氏、岡田香織氏、上級編では小島志津氏と弁護士の木村智博氏を講師に迎え、県内3会場（川越、越谷、さいたま市）とオンラインの同時開催で行い、延べ89名が参加しました。



参加者の声

実際にスマホを使用しての講座だったのでわかりやすかった

参加者の声

最終確認画面をスクショしておく事を学んだ



高校生向け講座（狭山経済高等学校）

県立狭山経済高等学校の1,2年生を対象に、消費生活相談員の鎌田伊津子氏を講師に迎え、「ネット広告の落とし穴～その商品、本当に買いますか？～」をテーマに講義を行いました。生徒360名、教員41名が参加しました。契約の基本と不当表示広告の注意点に加え、18歳で成人を迎える前に伝えておきたいトラブルとして、副業・投資トラブルの事例について学習しました。



(受講者感想より)

- ・消費生活の仕組みや消費者と事業者の関係性を知りました。これからは、サイトの表示や表記を注意深く見るようにしたいと思います。
- ・今まで一度は見たことがあるような広告などに危険があるということを知りました。いつも何気なく扱っているインターネットに大きな危険があることも理解できたので、今後は気をつけて使おうと思います。

監視事業

インターネット広告の監視は、6月から1月までテーマ（例：SNS・エステ・整体院・美容用品など）を決め、計4,128件の広告表示内容を確認しました。そのうち、景品表示法に違反するおそれのある表示を行っていた185事業者を埼玉県に報告しました。

こんなインターネット広告に注意

インターネット広告には、性別や年齢、検索履歴や位置情報などから一人一人の興味に合わせて広告が表示されるターゲティング広告や、消費者が気付かない間に不利な判断・意思決定を誘導する手法のダークパターンが表示される場合があります。以下のような広告には気をつけましょう。

驚異の
リピート率
98%



No.1

高すぎるリピート率、根拠のない第1位、No.1表示

定期回数のお約束はございません
1回だけの購入OK

1回だけの購入をイメージしますが
定期購入になっている可能性あり

世界初 日本初

TVで紹介されました
現役医師暴露
有名医学誌にも掲載



なにが世界初 日本初なのか要チェック

注意！
この広告を見ている方限定です
このページを閉じると
二度と見ることはできません



このページは二度と見られないとして
購入をあおる表示



簡単に効果がでるとイメージさせる表示

お急ぎください！

注文が殺到しています。
残り在庫が大変少なくなっております。
お早めにお申し込みください。



商品が少ないという印象をあたえて
注文を急がせる表示



インターネットで注文するときは、「特定商取引法に基づく表示」を
しっかり確認。広告と注文画面はスクショしよう！

困ったら一人で悩まず「消費者ホットライン」

いっや 188 へ



参考にしてほしいサイト

高齢者を守る

お助けかわらばん

埼玉県発行

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/otasukekawaraban.html>

消費生活センターの相談情報や最新の悪質商法の内容を4コマ漫画で紹介。

埼玉県消費生活課が2カ月に1回発行。市町村消費者行政担当課に配布されています。

